

経営会議の内容

件 名	(仮称) 大和市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
所 管 部	健康福祉部
日時・場所	平成26年 8月26日(火) 13:00 ~ 13:20 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、高齢福祉課長
提 出 理 由	第3次一括法の施行により、介護保険法が一部改正されたことに伴い、(仮称)大和市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例を制定するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・高齢化の進行に伴い、地域包括支援センターの役割はますます重要となってくる。条例では、職員の職種や員数など最低限の部分しか定めていないが、今後の変化にどのように対応していくのか。 (所管部) 高齢化の進行度合いや国の動向などを注視し、より具体的なことが明らかになり次第、条例の改正なども視野に入れて適切に対応していく。 ・市内9か所の地域包括支援センターについて、担当区域における第1号被保険者数はどれくらいか。 (所管部) 平均で約5,000人である。福田北地域が約3,500人で一番少なく、上草柳・中央地域が約7,700人で一番多い。 ・第1号被保険者数が多い上草柳・中央地域について、地域包括支援センターを増設する考えはないのか。 (所管部) 上草柳地域の第1号被保険者数が3,000人に満たないため、現在は考えていない。今後、高齢者人口の推移を見ながら、地域包括支援センターの増設または職員の増員などについて、審議会や運営協議会に諮りながら検討していく。 ・地域包括支援センターの設置数について、決まりなどはあるのか。 (所管部) 中学校区に合わせて地域包括支援センターを設けることが望ましいと国から示されており、現在、中学校数と同数の9か所を設置している。 ・条例で定める員数が配置されているかどうかはどのように確認するのか。 (所管部) 人員配置については、市に報告をもらっており、運営協議会にも報告している。3職種が欠けることのないように対応している。 ・担当区域の第1号被保険者数はどのように確認しているのか。 (所管部) 住民基本台帳の情報を元に毎月統計を出している。 ・地域包括支援センターの保健師と、市の保健師の連携はどのようになされているのか。 (所管部) 市の保健師は、地域包括支援センターで実施する介護予防講座のバックアップを行っているほか、センターの保健師だけでは対応が難しいケースについての支援をするなど、緊密な連携を図っている。
会議結果	案のとおり、進めていく。